

五 交 航 第 3 号  
令和 5 年 4 月 5 日

外国船舶協会会長 殿

第五管区海上保安本部長（公印省略）

大阪湾北部海域におけるレーダー施設整備に伴う位置通報の  
変更について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、海上保安業務に格別のご高配を賜るとともに、船舶交通の安全確保についてご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 5 月 1 日に大阪湾北部海域における新たなレーダー施設の整備に伴い海上交通安全法施行規則が改正され、長さ 50 メートル以上の船舶に対する大阪湾海上交通センターから提供する情報の聴取義務海域が拡大されることとなりました。

これに伴い、同日から別紙のとおり位置通報の指導をすることとしています。

つきましては、本位置通報の励行について貴下関係者に対し周知方よろしくお願いいたします

なお、「位置通報について」（平成 22 年 6 月 28 日付五交安第 28 号の 2）は、令和 5 年 4 月 30 日をもって廃止します。

## 位置通報要領

## 1 通報対象船舶

- (1) 長さ50メートル以上の船舶（AISを搭載し、適切に運用している船舶を除く。）
- (2) 長さ100メートル以上の物件えい航船等（AISを搭載し、適切に運用している船舶を除く。）

## 2 通報時期

- (1) 最初の位置通報ラインを通過した時
- (2) 錨泊船にあつては運航開始時  
なお、運航開始時とは、抜びょうし、前進行き足をつける時をいう。

## 3 通報内容

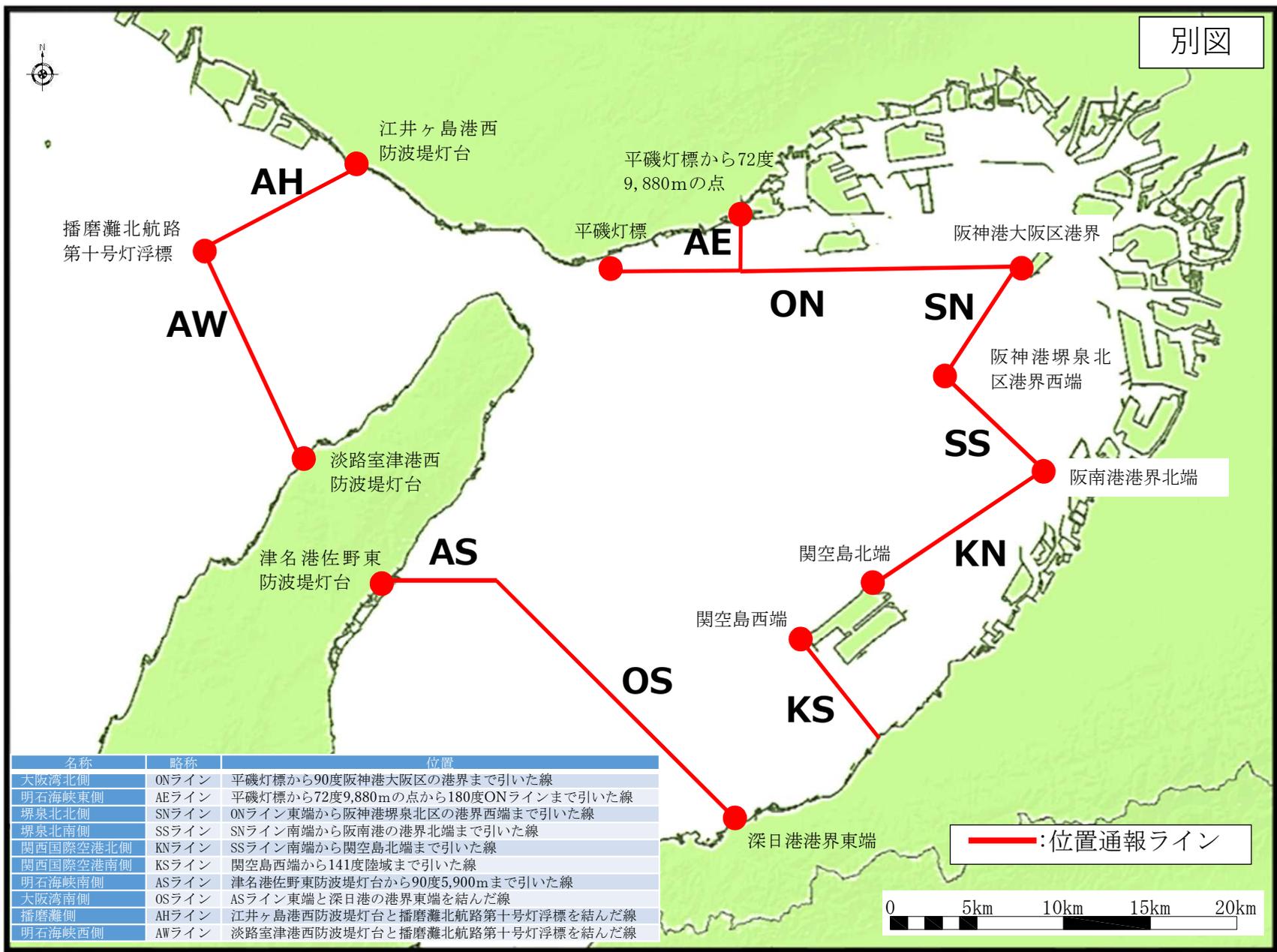
- (1) 船名及び呼出符号
- (2) 現在位置又は通過した位置通報ラインの略称
- (3) 運航開始又は通過時刻
- (4) 行き先

## 4 位置通報ラインの名称及び略称並びに位置

名称	略称	位置
大阪湾北側	ONライン	平磯灯標から90度阪神港大阪区の港界まで引いた線
明石海峡東側	AEライン	平磯灯標から72度9880mの点から180度ONラインまで引いた線
堺泉北北側	SNライン	ONライン東端から阪神港堺泉北区の港界西端まで引いた線
堺泉北南側	SSライン	SNライン南端から阪南港港界北端まで引いた線
関西国際空港北側	KNライン	SSライン南端から関空島北端まで引いた線
関西国際空港南側	KSライン	関空島西端から141度陸域まで引いた線
明石海峡南側	ASライン	津名港佐野東防波堤灯台から90度5,900mまで引いた線
大阪湾南側	OSライン	ASライン東端と深日港港界東端を結んだ線
播磨灘側	AHライン	江井ヶ島港西防波堤灯台と播磨灘北航路第十号灯浮標を結んだ線
明石海峡西側	AWライン	淡路室津港西防波堤灯台と播磨灘北航路第十号灯浮標を結んだ線

別図参照

別図



名称	略称	位置
大阪湾北側	ONライン	平磯灯標から90度阪神港大阪区の港界まで引いた線
明石海峡東側	AEライン	平磯灯標から72度9,880mの点から180度ONラインまで引いた線
堺泉北北側	SNライン	ONライン東端から阪神港堺泉北区の港界西端まで引いた線
堺泉北南側	SSライン	SNライン南端から阪南港の港界北端まで引いた線
関西国際空港北側	KNライン	SSライン南端から関空島北端まで引いた線
関西国際空港南側	KSライン	関空島西端から141度陸域まで引いた線
明石海峡南側	ASライン	津名港佐野東防波堤灯台から90度5,900mまで引いた線
大阪湾南側	OSライン	ASライン東端と深日港の港界東端を結んだ線
播磨灘側	AHライン	江井ヶ島港西防波堤灯台と播磨灘北航路第十号灯浮標を結んだ線
明石海峡西側	AWライン	淡路室津港西防波堤灯台と播磨灘北航路第十号灯浮標を結んだ線